



市有地分譲促進補助金について

①補助金の対象となる方

下記の全ての要件を満たす方が対象となります。

◆対象者の要件

住宅を建てた方	建売住宅を購入した方
(1) 平成24年4月1日以後に市の分譲する宅地について自ら売買契約を締結し、住宅を新築し所有権保存登記をしていること	(1) 令和2年7月1日以後に建売住宅の売買契約を締結していること
(2) (1)で新築した住宅に現に居住していること	(2) 宅地の所有権移転登記をし、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること
(3) 市税を滞納していないこと	(3) (1)で購入した住宅に現に居住していること
	(4) 市税を滞納していないこと

※建売住宅：宅地建物取引業者が市から購入した分譲宅地及び当該宅地に新築した住宅で、自ら併せて販売するもの

◆住宅の要件

次のいずれにも該当する専用住宅又は併用住宅

- (1) 玄関、台所及び便所を有すること
- (2) 居住の用に供する床面積が55平方メートルを超えること
- (3) 併用住宅にあつては、居住部分が独立的に区分され、かつ、床面積に占める居住部分の面積の割合が2分の1を超えること

②補助金額《一律50万円》

補助は一回限りです。また、既存住宅の増築をする場合は除きます。

③申請の方法と提出書類

住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の終了後、以下の書類を財産運用課へ提出してください。
(土日祝日は提出できません。)

◆提出書類

住宅を建てた方	建売住宅を購入した方
(1) 補助金交付申請書	(1) 補助金交付申請書
(2) 世帯全員の住民票の写し(発行後、3月以内のもの)	(2) 世帯全員の住民票の写し(発行後、3月以内のもの)
(3) 市税の滞納がないことを証する書類	(3) 市税の滞納がないことを証する書類
(4) 宅地分譲契約書の写し	(4) 建売住宅の売買契約書の写し
(5) 建築住宅の登記識別情報通知の写し又は登記事項証明書の写し	(5) 建売住宅の登記事項証明書の写し
(6) 建築住宅の平面図の写し(建築確認済証に添付されているもの)	(6) 建売住宅の平面図の写し
(7) 建築住宅の建築確認検査済証の写し	(7) 建売住宅の建築確認検査済証の写し
(8) 代表者選任届(共有の場合)	(8) 代表者選任届(共有の場合)

申請書等の様式は、市の宅地分譲のホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ先：奥州市財務部財産運用課販売推進係 0197-34-2114(直通)】